福井県立病院 医療従事者(医療技術者)負担軽減計画（令和８年度）

医療従事者(医療技術者)の勤務状況（R8.4.1現在）

○病院規模　　稼働病床７３５床（一般５３９床、結核６床、感染４床、精神１８６床）
○職員数(R8)および超過勤務時間(R7)

薬剤師	３７人	常勤	１３．１時間／月
検査技師	４０人	常勤	１３．１時間／月
放射線技師	３０人	常勤	３．３時間／月
ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ室	３５人	常勤	７．４時間／月
臨床工学技士	１６人	常勤	３．６時間／月
栄養士	１８人	常勤	５．７時間／月
その他医療関連部門	６人	常勤	１．７時間／月

○週平均勤務時間　　常勤 ３８．７５時間／週

医療従事者(医療技術者)の負担軽減につながったかの評価体制

○計画の進捗管理および評価については、役割分担推進のための委員会が所管

○責任者：院長、構成員：各部門責任者(看護部、薬剤部、検査室、放射線室、リハビリテーション室、臨床工学技術室、栄養管理室、事務局)

○上半期および年度末に負担軽減計画の達成状況の評価および計画の見直しを実施

医療従事者(医療技術者)負担軽減のための取り組み(特記事項)

○産休・育休を取得する医療従事者(医療技術者)の代替職員の確保を図り、負担軽減を図る。
○他職種との役割分担の適正化を通じ、医療従事者(医療技術者)の業務分担の適正化を図る。

医療従事者(医療技術者)負担軽減に係る目標および達成度

No	取組項目	現状	現状、取組可能な内容等	必要な対処	達成度項目	Ｒ６	Ｒ７	Ｒ８
1	医療従事者(医療技術者)と他職種の業務分担							
	外部スタッフの活用	外部への委託や派遣職員の活用が可能な分野がある	○デジタイズ業務（他院からの画像を取り組む業務）の外部委託 ○ＳＰＤの増員 ○治験にかかる業務への派遣職員活用	○所要額の予算化および委託業務仕様書の見直し	外部への委託拡大や派遣職員の増員	継続	継続	
	リハビリ・検査職種とボランティア	リハビリ・検査等への患者移動に係る負担が過重である	○病院ボランティア活動機会の継続創出および協力依頼	○ボランティアによるリハビリ、検査等への送迎の実施	ボランティア活動日数	２４３日	２４２日	

医療従事者(医療技術者)負担軽減に係る目標および達成度

No	取組項目	現状	現状､取組可能な内容等	必要な対処	達成度項目	Ｒ６	Ｒ７	Ｒ８
2	多様な勤務形態の導入	勤務時間が柔軟であれば勤務可能な医療従事者(医療技術者)がいる	○多様な勤務形態を導入し、医療従事者(医療技術者)が勤務しやすい体制を整備	○短時間勤務制は希望者があれば適用	多様な勤務形態を活用した職員の数	早出遅出勤務 １人（リハ） 心外手術時早出勤務 ３人（ＭＥ）	心外手術時早出勤務 ４人（ＭＥ） 休憩時間短縮 ３人（リハ）	
3	妊娠・子育て中の医療従事者(医療技術者)に対する配慮	院内保育環境が充分整備されていない、妊娠中・子育て中の医療従事者(医療技術者)の勤務環境に改善の余地がある	○院内保育所(夜間保育所)の設置	○職員が子育てしやすい環境を整える	利用職員数	１人	０人	
			○妊娠中・子育て中の夜勤の減免	○可能な限り各人の要望に配慮	夜勤免除者数	１人（放射線室） ８人（検査室）	１人（薬剤部） １人（放射線室） ４人（検査室）	
			○育児短時間勤務制度	○希望する者があれば適用	利用者数	２人(栄養管理室) １人（検査室）	２人（栄養管理室） ３人（薬剤部） １人（放射線室） ２名（検査室）	
4	夜勤に対する配慮	休日が充分に消化できていない、超過勤務が多い	○残業が発生しないような業務量の調整	○業務分担の適正化により残業が発生しないよう調整	超過勤務時間	９．３時間／月	８．６時間／月	
			○夜勤回数の制限	○月２回までになるよう勤務配慮(薬剤部)				
5	超過勤務の縮小		○病院目標に超過勤務の縮小を掲げ、病院全体での取り組みを実施	○「はよカエル！」運動の実施による超過勤務縮小の取り組み ○早出の職員が確実に帰宅できるよう調整				
6	機器導入による負担軽減	医療機器を導入することにより、作業の自動化等を図る余地がある	○機器の導入・更新による負担軽減	○負担軽減につながる機器の導入・更新	機器導入	・血圧脈波検査装置の更新 (結果の自動送信による省力化) 【検査室】 ・質量分析装置の新規導入 (検査手順の簡略化) 【検査室】 ・CT装置の更新 (AIによる検査の自動化、操作性の向上) 【放射線室】	・超音波診断装置更新 (高画質による解析処理能力向上) ・生理検査システム更新 (生理検査の効率化) ・微生物感受性分析装置更新 【検査室】	

医療従事者(医療技術者)負担軽減の評価尺度

項　　目	Ｒ６	Ｒ７	Ｒ８
1　医療従事者(医療技術者)１人当たり超過勤務時間の短縮	９．３時間／月	８．６時間／月	